

# 熊本県温泉行政事務処理要領

# 熊本県温泉行政事務処理要領

(平成 14 年 11 月 21 日制定)  
(平成 20 年 3 月 28 日一部改正)  
(平成 22 年 3 月 25 日一部改正)  
(平成 26 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 27 年 4 月 27 日一部改正)  
(平成 31 年 3 月 28 日一部改正)  
(令和 2 年 3 月 26 日一部改正)  
(令和 3 年 3 月 26 日一部改正)

## 目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 温泉の掘削等 (第 2 条～第 6 条)
- 第 3 章 温泉の採取 (第 7 条～第 11 条)
- 第 4 章 温泉の利用 (第 11 条～第 13 条)
- 第 5 章 雑則 (第 14 条～第 16 条)

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、温泉法(以下「法」という。)、温泉法施行規則(以下「省令」という。)及び熊本県温泉法施行細則(以下「県規則」という。)に定めるもののほか、温泉に関する事務処理の要領を定め、温泉行政の円滑な運用を図ることを目的とする。

## 第 2 章 温泉の掘削等

(温泉掘削等の許可申請)

第 2 条 保健所長は、温泉の掘削、増掘又は動力の装置(以下「温泉掘削等」という。)の許可申請をしようとする者がいるときは、その求めに応じ薬務衛生課と協議のうえ現地調査を行い、次の区分に従いそれぞれ調査書を作成するものとする。

(1) 温泉掘削許可申請の場合

「温泉掘削許可申請に基づく現地調査書」(別記第 1 号様式)を作成する。

(2) 温泉増掘又は動力の装置許可申請の場合

「温泉増掘（動力の装置）許可申請に基づく現地調査書」（別紙第 2 号様式）を作成する。

- 2 前項の調査は、薬務衛生課と合同で行うものとし、申請者及び土地所有者等の関係者（以下「関係者」という。）に立会いを求め、必要があるときは県環境審議会温泉部会委員にも立会いを依頼するものとする。
- 3 第 1 項の現地調査書に記載する「付近源泉の状況」については、掘削地点から半径 300 m 以内に源泉がある場合は原則全て記載する。  
また、温度、湧出量は直近のデータを記載する。
- 4 複数源泉所有者の替掘については、旧複数源泉を新規掘削により 1 本の源泉に統合する替掘を指導する。
- 5 動力装置許可申請時には以下のとおり指導する。
  - (1) 浴槽容積から計算した必要湯量が、適正揚湯量を超える場合は、貯湯タンク・循環濾過装置等の設置を指導する。
  - (2) 許可対象となる動力の装置は、温泉を地上まで汲み上げるためのものであるため、温泉施設が源泉よりも高い位置にあつたり、配管ルートが長くなつたりして、より大きい出力の動力を装置する必要が生じないように、汲み上げた場所に貯湯タンクを設置し、一旦温泉をそこに貯め、そこから別の動力で温泉を送るよう指導する。
  - (3) 分譲別荘、分譲住宅の浴用の場合は、温泉の利用時間が集中するため、貯湯タンクの設置を指導し、過剰揚湯の防止と必要湯量の確保を図る。
  - (4) 浴用以外の場合（農業用、工業用等）も、既存源泉の替掘等に伴う動力の入替の場合を除き、300 L/分を揚湯量の上限とする。
- 6 保健所長は、提出された温泉掘削等許可申請書及び添付書類について、前項の調査の終了後、別に定めるチェックリストにより確認し、その内容等が適切と認められるものについては受付を行い、熊本県収入証紙規則の定めるところにより、消印を行ったのち、知事に副申するものとする。

（申請書の添付書類）

第 3 条 温泉掘削等許可申請書の添付書類は、次によるものとする。

- (1) 県規則第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項の測量図は、原則として、申請地における 3 点以上の不動点からの距離及び敷地境界からの最短距離が記載されているなど、掘削地点が明確になっているものとする。
- (2) 県規則第 2 条第 3 項第 1 号及び第 3 条第 3 項第 1 号の温泉利用の目的を具体的に示した事業計画書（以下「事業計画書」という。）の記載内容は、別記第 3 号様式の例による。
- (3) 掘削地が他人所有の場合、省令第 1 条第 2 項第 6 号に規定する「法第 3 条第 2 項に規定する権利を有することを証する書類」は、許可申請者が掘削することについての土地利用に関する契約書の写し（契約書を添付できないやむを

得ない事情がある場合は、土地所有者の承諾書)等とする。

(4)保健所長は、必要に応じ、県規則第2条第3項第4号及び第3条第3項第4号のその他知事が必要と認める書類として、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

ア 申請者が法人の場合、定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本

イ 事業計画書に係るその詳細を示す施設の配置図及び平面図

ウ 法務局発行の地図若しくは地図に準ずる図面上に掘削地点を朱書きしたもの

エ 温泉掘削及び増掘許可申請の場合、省令第1条の2第1項第1号括弧書きにある「可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合」に該当しない旨の申立書

オ 温泉掘削許可申請の場合、掘削の詳細を示す断面図(ケーシングプログラム)

カ 温泉掘削許可申請において、替掘りの場合、替掘り理由書及び廃孔誓約書等

キ 増掘許可申請の場合、増掘理由書、増掘の場所の登記事項証明書、増掘の場所が他の所有に属する場合は土地利用に関する契約書の写し(契約書を添付できないやむを得ない事情がある場合は、土地所有者の承諾書)等

ク 動力の装置申請の場合は、事業計画書に係る建築確認通知書の写し、計画浴槽の容積が確認できる図面並びに揚湯試験(段階揚湯試験、連続揚湯試験及び水位回復試験)の結果表及びグラフ、全揚程計算書並びに動力装置の性能曲線図及び選定図、揚湯量の管理に係る誓約書

ケ 温泉のゆう出量、温度及び成分に影響を及ぼさないことを説明した書類、申請地点を中心とし原則として半径300m以内の源泉所有者の同意書等

コ 申請地点が自然公園法(昭和32年法律第161号)、農地法(昭和27年法律第229号)、農振法(昭和44年法律第58号)、河川法(昭和39年法律第167号)、森林法(昭和26年法律第249号)、砂防法(明治30年法律第29号)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)、土砂災害防止法(平成12年法律第57号)その他の法令により掘削の制限を受けている場合にあってはその規制が解除されていること、又は解除される見込みであることを証明する書類(関係官庁の所属及び担当者名を記載)

サ その他、必要と認める書類

(5)前号ケに規定する同意書の対象となる源泉は利用源泉とする(原則として未利用源泉は対象外だが、明らかに近い将来において利用が相当程度見込まれる場合は対象とする)。

(6)前号サに規定する他法令の許可等については、地域によって必要な許可等が異なるため、市町村等に確認したうえで手続きを行うよう指導するものとする。

る。

なお、保健所長は、他法令の許可等の状況を関係官庁へ確認し、必要な許可が得られていない場合には、他法令の許可等を得たうえで（又は明確な見込みが立ったうえで）申請するよう指導すること。

(7) 地熱利用にかかる温泉掘削許可申請を行う場合は、前各号の添付書類に加え、下記書類を求めるものとする。

なお、作成にあたっては、地熱利用にかかる温泉掘削等許可申請書作成における手引きを参照するよう指導すること。

ア 地熱利用事業計画書

イ 地熱構造モデル図

ウ 地熱流体流動モデル図

エ 掘削前モニタリング調査報告書

オ 影響調査計画書

カ 誓約書

キ 排水計画書

ク 還元井設置計画書

ケ 還元計画書

コ 地元説明に関する状況報告書

サ 地熱利用にかかる温泉掘削等許可審査基準 1（5）に規定する離隔距離制限の区域内に存する、県及び市町村へ説明を行ったことを報告する書類

シ 地熱利用に関する条例が制定されている場合には、条例に基づく市町村からの同意書

（温泉掘削及び増掘のための施設等の変更許可申請）

第 4 条 保健所長は、温泉掘削及び増掘のための施設等について省令第 4 条の 2 に規定する可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとする者があるときは、その求めに応じ省令第 1 条の 2 各号に掲げる技術上の基準との適合状況等について確認を行い、必要に応じて現地調査を行うものとする。この場合、関係者に立会いを求め、必要があるときは県環境審議会温泉部会委員にも立会いを依頼するものとする。

2 保健所長は、提出された温泉掘削及び増掘のための施設等の変更許可申請書及び添付書類について、前項の確認等の終了後、その内容等が適当と認められるものについては受付を行い、熊本県収入証紙規則の定めるところにより、消印を行ったのち、知事に副申するものとする。

（工事の着手等の届出）

第 5 条 保健所長は、温泉掘削等の許可を受けたものに対し、温泉掘削（増掘、動力装置）工事着手届出書（県規則別記第 4 号様式）及び温泉掘削（増掘、動力装置）工事完了（廃止）届出書（県規則別記第 5 号様式）の提出を次により

求めるものとする。

(1) 工事の着手の場合

工事着手の日の概ね 10 日前まで

(2) 工事完了又は廃止の場合

工事完了又は廃止の日から概ね 10 日以内

- 2 保健所長は、温泉掘削（増掘、動力装置）工事着手届出書（県規則別記第 4 号様式）及び温泉試験揚湯届出書（県規則別記第 6 号様式）を受理したときは、関係者に立会いを求め、現地調査を行い、許可どおりであるか否かの確認を行うものとする。

なお、掘削工事を開始する際には、3 点の不動点からの測定により、掘削地点が申請書のとおり間違いないかどうかを確認する。

また、動力装置設置工事を開始する際には、許可どおりの型式・出力のものを設置しようとしているか現物確認する。

併せて、許可済証の掲示を確認する。

- 3 県規則第 5 条第 3 項第 1 号の「掘削又は増掘工事に係る工事請負人の報告書」は、原則として、孔内の電気検層図、柱状図、口径、深さ等を明示した断面図、パイプの名称及び長さ、エアーパイプの長さ、各層における温泉の温度その他必要な事項が記入されたもの並びに最終仕上げのケーシングパイプ挿管作業状況写真（パイプ口径が分かる写真を含む。）とする。

- 4 保健所長は、第 2 項の試験揚湯の場合にあつては、使用する動力の装置は、必要湯量並びに付近の既存源泉の動力の装置の出力数及び種類を勘案して行うよう求めるものとする。

（土地掘削の場合）

第 6 条 保健所長は、温泉地区内又はその周辺において、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地を掘削しようとする者（以下「土地掘削者」という。）に対し、土地掘削届出書（別記第 4 号様式）の提出を求めるものとする。ただし、地下水採取以外の目的で行う公共事業及び施設の建築工事等のため土地を掘削しようとするときは、この限りでない。

なお、掘削の結果、温泉がゆう出した場合の取扱いについて土地掘削者に確認を行い、温泉を採取（利用）する意思がある場合は温泉掘削許可申請を行わせること。

- 2 前項の土地掘削届出書には、掘削地付近（概ね 300m 以内）の見取図、掘削の詳細を示す断面図（ケーシングプログラム）、土地掘削の目的を客観的に説明する書類及び法第 14 条第 1 項の規定により必要な措置を講じることを命ぜられても異議がなく、温泉がゆう出した場合は埋め戻す旨の誓約書（別記第 4 号様式の 2）の誓約書の添付を求めるものとする。
- 3 地熱利用等にかかる還元井又は観測井（調査井）掘削の場合は、掘削した井戸

については、温泉水の還元又は地下水位等の観測・調査目的のみの使用とし、噴出試験や生産井への転用は行わない旨の誓約書（別記第4号様式の3）の添付を求めるものとする。

- 4 保健所長は、あらかじめ土地掘削者に対し、既存源泉保護のために必要な措置について通知するとともに、必要に応じて工事着手前・工事終了後、土地掘削者及び付近源泉の所有者に立会いを求め、付近源泉への影響について調査を行うものとする。
- 5 保健所長は、土地掘削が終了したときは、土地掘削終了届出書（別記第5号様式）の提出を求めるものとする。

### 第3章 温泉の採取

（温泉採取許可申請）

- 第7条 保健所長は、温泉採取許可申請をしようとする者があるときは、その求めに応じ関係者に立会いを求め、現地調査を行い、省令第6条の3の技術上の基準との適合状況について確認を行うものとする。
- 2 保健所長は、提出された温泉採取許可申請書及び添付書類について、前項の調査の終了後、その内容等が適当と認められるものについては受付を行い、熊本県収入証紙規則の定めるところにより、消印を行ったのち、知事に副申するものとする。
  - 3 保健所長は、温泉採取許可を受けた者が変更になった場合は、法第14条の2の規定により新たに温泉採取許可申請を行わせるものとする。ただし、法第14条の3の規定による法人の合併及び分割の承継承認及び法第14条の4の規定による相続の承継承認に係るものを除く。

（申請書の添付書類）

第8条 温泉採取許可申請書の添付書類は、次によるものとする。

- (1) 県規則5条の2第2項第1号の温泉採取の目的を具体的に示した事業計画書の記載内容は、別記第3号様式の例による。
- (2) 県規則第5条の2第2項第2号の測量図は、原則として、申請地における3点以上の不動点からの距離が記載されているなど、採取の地点が明確になっているものとする。

（可燃性天然ガス濃度確認申請）

- 第9条 保健所長は、可燃性天然ガス濃度確認申請をしようとする者があるときは、その求めに応じ省令第6条の6の基準との適合状況について確認を行い、必要に応じて現地調査を行うものとする。この場合、関係者に立会いを求めるものとする。
- 2 保健所長は、提出された可燃性天然ガス濃度確認申請書及び添付書類につい

て、前項の確認等の終了後、その内容等が適当と認められるものについては受付を行い、熊本県収入証紙規則の定めるところにより、消印を行うものとする。

- 3 保健所長は、可燃性天然ガス濃度確認を受けた者が変更になった場合は、法第14条の5の規定により新たに可燃性天然ガス濃度確認申請を行わせるものとする。ただし、法第14条の6の規定による確認を受けた地位の承継届出に係るものを除く。

(温泉採取のための施設等の変更許可申請)

第10条 保健所長は、温泉採取のための施設等について省令第6条の9に規定する可燃性天然ガスによる災害防止上重要な変更をしようとする者があるときは、その求めに応じ省令第6条の3の技術上の基準との適合状況について確認を行い、必要に応じて現地調査を行うものとする。この場合、関係者に立会いを求めるものとする。

- 2 保健所長は、提出された温泉採取のための施設等の変更許可申請書及び添付書類について、前項の確認等の終了後、その内容等が適当と認められるものについては受付を行い、熊本県収入証紙規則の定めるところにより、消印を行ったのち、知事に副申するものとする。
- 3 保健所長は、温泉採取のための施設等の変更後の工事が完了した後に、必要に応じて現地調査を行うものとする。この場合、関係者に立会いを求めるものとする。

## 第4章 温泉の利用

(温泉利用許可申請)

第11条 保健所長は、温泉利用許可申請をしようとする者があるときは、その求めに応じ申請者又は施設の管理者に立会いを求め、現地調査を行い、利用源泉及び浴槽、配管等の状況並びに衛生上の適否について確認を行うものとする。

- 2 保健所長は、提出された温泉利用許可申請書及び添付書類について、前項の調査の終了後、その内容等が適当と認められるものについては受付を行い、熊本県収入証紙規則の定めるところにより消印を行うものとする。
- 3 県規則第6条第2項第4号の温泉成分分析の結果を記した書類は、利用許可申請前10年以内に分析した結果とし、保健所長は、禁忌症・適応症及び入浴（飲用）上の注意事項決定書（別記第6号様式）を交付するものとする。
- 4 保健所長は、温泉の利用許可を受けた者が変更になった場合は、法第15条の規定により新たに温泉利用許可申請を行わせるものとする。ただし、法第16条の規定による法人の合併及び分割の承継承認及び法第17条の規定による相続の承継承認に係るものを除く。

(温泉利用許可の単位)



第 12 条 温泉利用許可の単位等は、次のとおりとする。

(1) 同一源泉の温泉を利用する場合

ア 浴用に供する場合

(ア) 施設の棟ごとに 1 件とする。

(イ) 施設の増改築の場合、増改築部分について棟ごとに 1 件とする。

(ウ) 露天風呂は施設の棟ごとに付随するものを棟ごとに 1 件とする。

(エ) 業種が異なる場合は、それぞれ業種ごとに、(ア)、(イ)及び(ウ)に準ずる。

イ 飲用に供する場合

飲用施設ごとに 1 件とする。

(2) 2 以上の源泉の温泉を利用する場合

ア 浴用に供する場合

(ア) 浴室内に 2 以上の浴槽がある場合において、2 以上の源泉から各々異なる浴槽に利用する場合は、浴槽ごとに 1 件とする。

(イ) 2 以上の源泉を混合して利用する場合は前号(1)アに準ずる。

イ 飲用に供する場合

前号(1)イに準ずる。

## 第 5 章 雑則

(変更等の届出)

第 13 条 源泉の所有者(温泉の採取権者を含む。以下同じ。)が変更したとき、保健所長は、変更を証するに足る書類を添えた源泉所有者等変更届出書(別記第 7 号様式)の提出を求めるものとする。

2 源泉の地番又は地目に変更があったとき、保健所長は、源泉地番(地目)変更届出書(別記第 8 号様式)の提出を求めるものとする。

3 動力の装置において、同一種類の動力又は当初の出力数以下の動力に変更するとき、保健所長は、動力装置型式等変更届出書(別記第 9 号様式)の提出を求めるものとする。ただし、ポンプの種類を変更しようとするときは、新たに動力の装置の許可申請を行わせるものとする。

4 温泉の利用目的を変更するとき、保健所長は、温泉利用目的変更届出書(別記第 10 号様式)の提出を求めるものとする。

5 法第 18 条第 3 項により温泉成分分析の再分析を行った場合等温泉成分等の掲示の内容を変更しようとするとき、保健所長は、県規則第 11 条に規定する温泉成分等掲示届出書(別記第 16 号様式)が提出される前に禁忌症・適応症等決定書交付願出書(別記第 11 号様式)を求め、禁忌症・適応症及び入浴(飲用)上の注意事項決定書(別記第 6 号様式)を交付するものとする。

6 源泉を廃孔するとき、保健所長は、概ね 10 日前までに温泉廃孔届出書(別記第

12号様式)の提出を求めるものとする。

届出書には、廃孔工事の断面図を添付させ、最終仕上げのセメント流し込みの状況を現地確認する。ただし、廃孔後の井戸を温泉水の還元又は地下水位等の観測・調査目的のみに使用する場合で、噴気試験や生産井への転用は行わない旨の誓約書(別記第12号様式の2)の添付があったときは、この限りでない。

- 7 自然に埋没した源泉等を廃孔するとき、保健所長は、源泉所有者に温泉廃孔届出書の提出を求めるものとする。

届出書には、源泉が事前に埋没した経緯等を記した書面を添付させ、保健所職員が当該源泉の埋孔の状態を現地確認する。

届出内容や現地確認の結果、廃孔の実態が確認された場合は、温泉台帳から当該源泉を削除する。

- 8 法、省令、規則及びこの要領に定めるもののほか、軽微な事項について変更があった場合、保健所長は、温泉関係軽微変更届出書(別記第13号様式)の提出を求めるものとする。

(温泉源泉実態調査)

第14条 保健所長は、温泉源泉の実態を調査し、温泉保護対策の資料の整備を図るため、月1回以上管内における源泉の実態調査を行うものとする。

- 2 前項の実態調査は、別に定める温泉源泉実態調査要領により、関係者に立会いを求めて行うものとし、毎年度四半期ごとに当該調査結果について、同要領に定める様式により、知事に報告するものとする。

(温泉立入検査)

第15条 保健所長は、法第35条の規定に基づき年1回以上温泉利用施設の立入検査を行うとともに、必要に応じ源泉、動力の装置等の立入検査を行うものとする。

- 2 前項の立入検査は、別に定める温泉立入検査要領により行うものとする。
- 3 保健所長は、違反事項等を発見したときは、温泉立入検査要領の定めるところにより措置するものとする。

附 則

この要領は、平成14年11月21日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年3月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年3月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 27 日から施行し、平成 27 年 4 月 27 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 28 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 3 月 26 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 26 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。